

政治資金適正化委員会における取組及び 検討状況についての取りまとめ

平成 26 年 3 月

政治資金適正化委員会

はじめに

平成20年4月、政治資金適正化委員会が総務省に設置された。これは、平成19年、いわゆる事務所費問題等により政治資金に対する国民の政治不信が高まったことを受け、政治資金規正法が改正されたことによるものであり、国会議員関係政治団体は収支報告書等について登録政治資金監査人による政治資金監査を受けることが義務づけられた。

政治資金適正化委員会では、収支報告の適正の確保と透明性の向上に対する国民の期待に応えるため、登録政治資金監査人の登録や研修、「政治資金監査に関する具体的な指針」（政治資金監査マニュアル）の策定等、政治資金規正法に定められた所掌事務について、弁護士・公認会計士・税理士各士業の団体等の協力を得ながら、精力的に取り組み、その結果、平成21年分の収支報告より政治資金監査制度が実施された。

さらに、政治資金適正化委員会は、収支報告書の記載方法に係る基本的方針に係る見解を示したほか、政治資金監査の実施状況や登録政治資金監査人の意見を踏まえつつ、政治資金監査マニュアルの改定や、登録政治資金監査人に対するフォローアップ説明会の実施等にも取り組み、世界にも類を見ないと言われた、全く新しい取組である政治資金監査制度の円滑な運営と定着を図ってきたところである。

この間、平成23年3月に第1期における政治資金適正化委員会の取組や検討の状況、今後検討すべき事項や検討の方向性について総括的な取りまとめを行った。平成23年4月からの第2期においては、研修の実施や政治資金監査マニュアルの改定等、引き続き政治資金監査の実施状況等を踏まえた取組を行うとともに、第1期の取りまとめにおいて今後検討すべきとされた事項についての検討を深めてきたところである。

第2期においても、登録政治資金監査人や関係士業団体及び政党・政治団体等関係者の皆様のご理解とご協力により、政治資金監査は概ね順調に実施されてきており、これまで平成21年から平成24年の計4年分の収支報告書について、政治資金監査報告書が公開されてきたところである。また、登録政治資金監査人の人数も全国的に見れば相当程度確保できていることを考慮すると、政治資金監査制度は一定の定着をみていると考えられる。

こうした状況の中、政治資金適正化委員会は、第2期の終わりに当たって総

括的な取りまとめを行い、今後の政治資金適正化委員会における取組に資するとともに、国民の前に明らかにすることとした。この取りまとめは、第2期における政治資金適正化委員会の取組の報告、政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項等これまで検討を行ってきた事項についての検討状況の報告、また、今後取り組むべき課題等についての検討の方向性の提示を主な内容とするものである。

政治活動を国民の不断の監視と批判の下に置く政治資金の収支の公開制度は、政治資金規正法の大きな柱となる制度であり、これまで政治資金監査制度の導入をはじめ逐次改善が図られてきたところであるが、今後も改善・充実のための不断の努力が求められている。政治資金適正化委員会としても、今後、この取りまとめ及び関係者の意見等を踏まえて更なる検討を進め、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与するという政治資金規正法の目的を実現するための取組がさらに推進されるよう望むものである。

平成26年3月

政治資金適正化委員会
委員長 上田 廣一
小見山 満
日出 雄平
谷口 将紀
牧之内 隆久

目 次

1	登録政治資金監査人の登録及び研修等	1
2	政治資金監査に関する具体的な指針	7
3	政治資金監査の質の向上について ～登録政治資金監査人に対する研修及び指導・助言のあり方～	9
4	政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項	13
(1)	「領収書等」の必要記載事項	13
(2)	会計帳簿への支出先住所の記載	16
(3)	金銭を伴わない収入又は支出の記載方法	20
(4)	前払式証票・後払式証票・クレジットカードによる支出の記載方法	22
(5)	政治資金監査を受けた収支報告書の訂正	24
(6)	収支報告書に記載すべき支出の区分	25
(7)	業務制限の範囲	27
(8)	年の途中において国会議員関係政治団体でなかった期間がある 政治団体の政治資金監査等	31

1 登録政治資金監査人の登録及び研修等

○ これまでの取組

(1) 登録政治資金監査人の登録

政治資金規正法では、弁護士、公認会計士又は税理士である者は当委員会が備える登録政治資金監査人名簿への登録を受けることにより、登録政治資金監査人になることができるとされている（法第19条の18第1項）。

当委員会では、平成22年1月から行われることとなった国会議員関係政治団体に係る政治資金監査の実施に必要な登録政治資金監査人の早期確保に向け、平成20年9月から登録政治資金監査人名簿への登録申請の受付を行ってきた。

登録政治資金監査人の登録については、政治資金監査制度の安定的な運用に必要な登録者数の確保のほか、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体側の利便にも資するため、大きな地域的偏在が生じないよう関係士業団体の協力も得ながら積極的な周知・広報を行ってきたところである。

その結果、登録政治資金監査人の登録者数は順調に推移し、平成26年2月末現在で4,452人となっており、全都道府県にわたり登録がなされている。

(2) 政治資金監査に関する研修の実施

政治資金規正法により、政治資金監査は、当委員会が行う政治資金監査に関する研修（以下「登録時研修」という。）を修了した登録政治資金監査人が行うこととされている（法第19条の13第1項）。

登録時研修の実施に当たっては、「政治資金監査に関する研修実施要領」及び「政治資金監査に関する研修実施細則」を定め、これらに基づき、政治資金の制度に関する専門的知識（政治資金規正法のあらまし）及び「政治資金監査に関する具体的な指針」（政治資金監査マニュアル）等を解説した研修テキスト及び関係法令集を用いて行ってきたところである。

登録時研修は、平成20年12月から研修受講者を一堂に会して実施する集合研修方式により開始し、以降全国各地で実施しており、平成23年度は13回、平成24年度は15回、平成25年度は、平成26年2月末現在で、16回実施している。また、平成22年4月からは、研修受講者側の利便性も考慮し、個別の研修受講者ごとに任意の日時において研修を実施することができるよう、研修用映像教材を用いた個別研修方式を新たに導入し、集合研修方式と併せて精力的

に取り組んできたところであり、平成23年度は121回、平成24年度は153回、平成25年度は、平成26年2月末現在で、92回実施している。

さらに、平成23年4月からは、希望する研修日・研修地を示して、5人以上の登録時研修を修了していない登録政治資金監査人が登録時研修の実施を要望する場合で、その実施に支障がないと認められる場合に研修を実施する要望研修方式も新たに導入し、平成23年度は2回、平成24年度は3回、平成25年度は、平成26年2月末現在で、1回実施している。

その結果、平成26年2月末現在では、登録政治資金監査人登録者4,452人のうち、97.5%の4,339人が登録時研修を修了し政治資金監査を実施できる体制となっている一方、未修了者は113人という状況になっている。

また、平成22年度からは、政治資金監査のより円滑な実施と一層の定着化を図るため、政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人が任意で受講することができる政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会を開催してきたところである。

平成23年度においては、政治資金監査を行うに当たっての留意点等を具体的な事例を用いて説明することを主な内容とする説明会を全国各地において13回実施し、合計1,142人の参加をみたところであり、平成24年度においては、同様に16回実施し、合計1,080人の参加をみたところである。

平成25年度においては、政治資金監査の実務等を踏まえて平成25年6月に改定した政治資金監査マニュアルの解説等を主な内容として、全国各地において17回実施し、合計1,197人の参加をみたところである。

(3) 登録政治資金監査人に対する指導・助言等

政治資金規正法において、当委員会は登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこととされている（法第19条の30第1項第5号）。

当委員会では登録政治資金監査人等から寄せられる質疑等に対して逐次対応するとともに、新たな見解を示す必要があるものや登録政治資金監査人に広く周知する必要があるものについては、政治資金監査マニュアルを補完する当委員会の見解を示したり、「政治資金監査に関するQ&A」として公表し、フォローアップ説明会等も活用し周知を図るなど、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行ってきたところである。

○ 今後の方向性

(1) 登録政治資金監査人の安定的な確保及び登録時研修の受講機会の確保等

平成24年における国会議員関係政治団体（収支報告書の提出義務があるもので解散団体を含む。）は3,627団体（総務大臣届出分856団体、都道府県選挙管理委員会届出分2,771団体）であり、登録政治資金監査人の登録者数がこれを上回っている状況にある。また、平成24年3月に当委員会が実施した登録政治資金監査人に対するアンケート結果によると、回答のあった登録政治資金監査人1人当たりの政治資金監査実施団体数はおよそ3団体であったことから、政治資金監査制度を安定的に運用していくための当面の登録者数は十分確保されていると思われる。

しかしながら、登録政治資金監査人の都道府県別の登録状況を見ると、全都道府県において登録はされてきているものの、地域的な偏在が依然として見られ、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体の一層の利便性の向上が求められる状況にある。

このような状況を鑑みれば、登録政治資金監査人の新規登録は、平成22年1月の政治資金監査の本格的実施の時期を境に一定の落ち着きを見せているものの、登録抹消者が増加傾向にあることも踏まえ、引き続き関係士業団体の協力も得ながら、登録政治資金監査人の新規登録及び受講機会の確保も含めた登録時研修の着実な実施並びに登録時研修未修了者への研修受講の啓発に努めていくことが適当であり、登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数が多い地域において、特に登録時研修を実施することにより、当該地域における登録政治資金監査人の登録を促進し登録政治資金監査人の偏在是正を図っていくことも重要である。

(2) 登録政治資金監査人に対する指導・助言等による政治資金監査の適正の確保の推進

登録政治資金監査人に対しては、政治資金監査を実施するのに必要な専門的知識の修得のための登録時研修を行っているが、実際に政治資金監査を実施していく中で、登録政治資金監査人等からは様々な質疑等が寄せられたこと等を踏まえ、政治資金監査マニュアルの改定等を行い、研修内容の見直しを図ってきたところである。

一方、登録政治資金監査人にとって、当初の一度きりの研修だけでは、修得できる内容に限りがあることや、ややもすれば時の経過とともに研修で修得した政治資金監査に係るノウハウが劣化しかねないことが懸念される。登録政治資金監査人からも「登録時研修を再受講したい」、「登録時研修ではあまり触れられてい

なかった政治資金監査に関する実務上の課題を説明してほしい」、「政治資金規正法や公職選挙法の研修を実施してほしい」といった意見が多く寄せられている。

また、総務省及び都道府県選挙管理委員会に対し協力を求めたところ、政治資金監査マニュアルに規定された記載例から逸脱した政治資金監査報告書や、本来であれば政治資金監査の過程で指摘されるべきだった収支報告書の誤記が散見される状況にあるということが明らかになっており、改善の要望を受けているところである。

これらのことから、当委員会としては、政治資金監査の適正をより確かなものとしていくため、今後、以下の取組等を推進することにより、登録政治資金監査人等に対する指導・助言及び研修の機能の充実・向上に努めていくことが適当であると考えられる。

- ・ 登録政治資金監査人等から寄せられる質疑等に一層的確に対応できるよう態勢を整備する。
- ・ 必要に応じ、政治資金監査マニュアルの改定、政治資金監査マニュアルを補完する当委員会の見解の表明、「政治資金監査に関するQ&A」の充実、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの有効活用の促進等を行う。
- ・ 関係士業団体の協力も得ながら、登録政治資金監査人等に周知すべき事項について、より効果的な周知方法の検討を行う。
- ・ 平成22年度から実施しているフォローアップ説明会を平成26年度以降、フォローアップ研修と位置付け、内容を多様化するとともに、政治資金監査実務上特に留意すべき点については具体例を活用する等の重点化を図り、継続的に実施する。

特にフォローアップ研修の実施に当たっては、関係士業団体と連携を図るとともに、これまで以上に、登録政治資金監査人のニーズに応じたものとすべきであり、研修の内容については、政治資金監査の実施状況を把握しつつ、そのより適確な実施に資するよう、常に工夫を凝らし改善を図るべきである。また、その開催時期・回数・場所についても、夜間開催を実施するなど、できるだけ多くの登録政治資金監査人の参加の機会を得られるよう配慮すべきである。

【参考】登録政治資金監査人の登録状況及び研修等の実施状況

(1) 登録政治資金監査人の登録状況

	登録者数			
		弁護士	公認会計士	税理士
平成20年度	2,504人	184人	501人	1,819人
平成21年度	1,041人	40人	134人	867人
平成22年度	357人	18人	49人	290人
小計	3,902人	242人	684人	2,976人
平成23年度	244人	17人	45人	182人
平成24年度	251人	12人	54人	185人
平成25年度	219人	8人	37人	174人
小計	714人	37人	136人	541人
総計	4,616人	279人	820人	3,517人
(再掲)登録抹消者を除く	4,452人	261人	775人	3,416人

※平成25年度は、平成26年2月末日までの数値。

(2) 登録政治資金監査人の抹消状況

	抹消者数			
		弁護士	公認会計士	税理士
平成20年度	1人	0人	0人	1人
平成21年度	13人	2人	3人	8人
平成22年度	19人	0人	4人	15人
小計	33人	2人	7人	24人
平成23年度	26人	3人	7人	16人
平成24年度	60人	11人	13人	36人
平成25年度	45人	2人	16人	27人
小計	131人	16人	36人	79人
総計	164人	18人	43人	103人

※平成25年度は、平成26年2月末日までの数値。

(3) 政治資金監査に関する研修の実施状況

	集 合 研 修	個 別 研 修	研 修 修了者数	弁 護 士	公 認 会 計 士	税 理 士
平成20年度	8回	—	816人	33人	117人	666人
平成21年度	39回	—	2,616人	184人	492人	1,940人
平成22年度	7回	199回	338人	16人	51人	271人
小 計	54回	199回	3,770人	233人	660人	2,877人
平成23年度	13回	121回	241人	16人	40人	185人
平成24年度	15回	153回	270人	9人	51人	210人
平成25年度	16回	92回	203人	8人	34人	161人
小 計	44回	366回	714人	33人	125人	556人
総 計	98回	565回	4,484人	266人	785人	3,433人
(再掲) 登録抹消者を除く			4,339人	250人	743人	3,346人

※個別研修は、平成22年度から実施。

※平成25年度は、平成26年2月末日までの数値。

(4) 政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会の開催状況

	開催回数	参加者数	弁 護 士	公 認 会 計 士	税 理 士
平成20年度	—	—	—	—	—
平成21年度	—	—	—	—	—
平成22年度	10回	966人	38人	125人	803人
小 計	10回	966人	38人	125人	803人
平成23年度	13回	1,142人	41人	163人	938人
平成24年度	16回	1,080人	41人	141人	898人
平成25年度	17回	1,197人	34人	181人	982人
小 計	46回	3,419人	116人	485人	2,818人
総 計	56回	4,385人	154人	610人	3,621人

※フォローアップ説明会は、平成22年度から実施。

※平成25年度は、平成26年2月末日までの数値。

2 政治資金監査に関する具体的な指針

○ これまでの取組

(1) 政治資金監査マニュアルについて

政治資金規正法では、国会議員関係政治団体の会計責任者は収支報告書を提出するときにはあらかじめ政治資金監査を受けなければならないとされ、この政治資金監査は、当委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき行うものとされている（法第19条の13第1項及び第2項）。

そのため、当委員会では、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に対する国民の要請に応えると同時に、政治資金監査制度の円滑な導入・運用を図るには登録政治資金監査人の責任と負担にも留意するということを踏まえ、平成20年10月に「政治資金監査に関する具体的な指針」（政治資金監査マニュアル）を定めた。

政治資金監査マニュアルは、登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての具体的な指針を示すとともに、登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るものであり、登録政治資金監査人は、この政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行うことが法律上求められる。

平成22年5月末までに、定期分として初めて、政治資金監査マニュアルに基づいて政治資金監査を受けることとなった国会議員関係政治団体に係る平成21年分の収支報告書が提出された。これを受けて行った政治資金監査の実施状況に係る総務省及び都道府県選挙管理委員会の調査結果や登録政治資金監査人の意見等を踏まえ、検討を重ねた結果、より円滑な政治資金監査の実施に資するため、平成22年9月に政治資金監査マニュアルを改定した。改定後の政治資金監査マニュアルの内容については、フォローアップ説明会等で登録政治資金監査人に周知を図ってきたところである。

(2) 第2期における政治資金監査マニュアルの改定について

平成22年9月以降に当委員会が示した見解や制度改正については、ホームページへの掲載やフォローアップ説明会等により、登録政治資金監査人への周知を図ってきたところであるが、前回改定から2年半が経過し、これらを集約して一覧性を向上させる観点から、平成25年6月に二度目の政治資金監査マニュアル改定を行った。

具体的には、平成24年4月の政治資金規正法施行規則の一部改正による、金融機関への振込みにより支出をした場合の添付書類の簡素化を踏まえた記載の追加、収支報告書に支出が計上されていない場合の政治資金監査報告書の記載例の追加、主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の理由や実施場所に係る記載例の明確化、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用等の内容を新たに盛り込むとともに、参考資料の充実を図ったところである。

○ 今後の方向性

今後も、フォローアップ研修や当委員会のホームページを通じて政治資金監査マニュアルの内容についての周知を図るとともに、政治資金監査制度の運用状況や、登録政治資金監査人等から寄せられる意見等を基に、政治資金監査がその基本的性格を十分に踏まえつつ円滑に実施され、政治資金の収支報告の適正の確保と透明性の向上が図られるよう、必要な見直しを行っていくことが適当である。

3 政治資金監査の質の向上について ～登録政治資金監査人に対する

研修及び指導・助言のあり方～

政治資金監査制度の安定的な運用に必要な登録政治資金監査人の確保に関しては、関係士業団体の協力も得ながら積極的な周知・広報を行い、国会議員関係政治団体3,627団体（平成24年12月末現在）に対し、4,452人（平成26年2月末現在）の登録政治資金監査人が確保できているところである。

このように、一定程度の人数の確保が果たしてきたことから、また、政治資金に関する収支報告の適正の確保及び透明性の向上に対する国民の要請に一層応えていくために、今後は政治資金監査の質の確保及び向上により重点を移していく段階にあるものと考えられる。

政治資金規正法において、当委員会は登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行うこととされている（法第19条の30第1項第5号）ことを踏まえ、これまでも政治資金監査の質の確保を図るための取組として、フォローアップ説明会の実施等を行ってきたところであるが、更なる質の確保及び向上を図るための具体的な取組として、①従来行ってきた登録政治資金監査人一般に対する研修等に係る内容の充実や参加の促進に加え、②当委員会から個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言を行う枠組みについて、検討を行うことが適当である。

（1）登録政治資金監査人に対する研修のあり方について

○ これまでの取組

登録政治資金監査人は、政治資金監査の実務に携わる際に、あらかじめ政治資金監査に関する研修（登録時研修）を受けることとされており（法第19条の27）、これにより政治資金監査を実施するために必要な専門的知識を修得するものとされている。

しかしながら、一度きりの研修では修得できる内容に限りがあること、時の経過による登録時の研修で修得した政治資金監査に係るノウハウの劣化等が懸念されることから、登録政治資金監査人から継続的な研修の実施の要望があったことも踏まえ、平成22年度よりフォローアップ説明会を実施してきたところである（フォローアップ説明会の年度ごとの開催・参加状況は、「1 登録政治資金監査人の登録及び研修等」の参考（4）を参照のこと）。

各年度において、フォローアップ説明会を受講した登録政治資金監査人は概ね1,000人程度（全体の3割弱）であり、また、登録後一度もフォローアップ説明会に参加したことがない登録政治資金監査人が、2,357人（平成26年2月末現在）存在する。

これまでも開催回数の増加、未開催地における開催、夜間開催等、登録政治資金監査人がフォローアップ説明会により出席しやすくするための取組を行ってきたところであるが、政治資金監査の質の向上に果たすフォローアップ説明会の重要性に鑑みると、更なる取組が求められるものである。

○ 今後の方向性

① フォローアップ研修の継続的实施と内容の充実

フォローアップ説明会を平成26年度以降フォローアップ研修と位置付け、その内容の充実を図りながら継続的に実施する。

これまでのフォローアップ説明会は全国で同一のテキストにより同一の内容で行ってきたところであるが、従来同様、制度改正等を踏まえた年度ごとのトピックスや実務上の留意点に係る説明は今後も必要と考えられるものの、制度開始から約5年が経過し、登録からの年数や実務経験において登録政治資金監査人間で差が生じていることも踏まえると、内容の多様化を図っていくことが適当である。

また、フォローアップ説明会の参加者へのアンケートにおいて、登録政治資金監査人から「具体的な事例を基にした、実践的な内容としてほしい」という意見が寄せられたことから、内容の多様化だけでなく、政治資金監査実務上特に留意すべき点について具体例を活用する等の重点化を行うことによって、よりわかりやすく、充実させていくことが適当である。

② フォローアップ研修への参加の促進

前述のとおり、フォローアップ説明会に参加する登録政治資金監査人の割合が毎年全体の3割弱であり、また、半数以上の登録政治資金監査人は登録時研修以降これまで一度も説明会に参加したことがないという状況を踏まえ、特にこれまで参加したことがない登録政治資金監査人に対する働きかけを強化するとともに、関係士業団体との協力を強化し、研修への参加促進の取組を効果的なものとするのが適当である。

(2) 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言及びその枠組みについて

○ これまでの取組

当委員会における政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言に係る取組は、上記のとおり、これまで登録政治資金監査人一般に対する研修形式を中心に行ってきたところである。

その結果、例えば政治資金監査報告書について、政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたとするものの割合が平成21年分は91.2%、平成22年分は95.0%、平成23年分は96.1%、平成24年分は96.5%となっており、年々割合が増加しているなど、政治資金監査の適確な実施が、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に寄与しているところである。

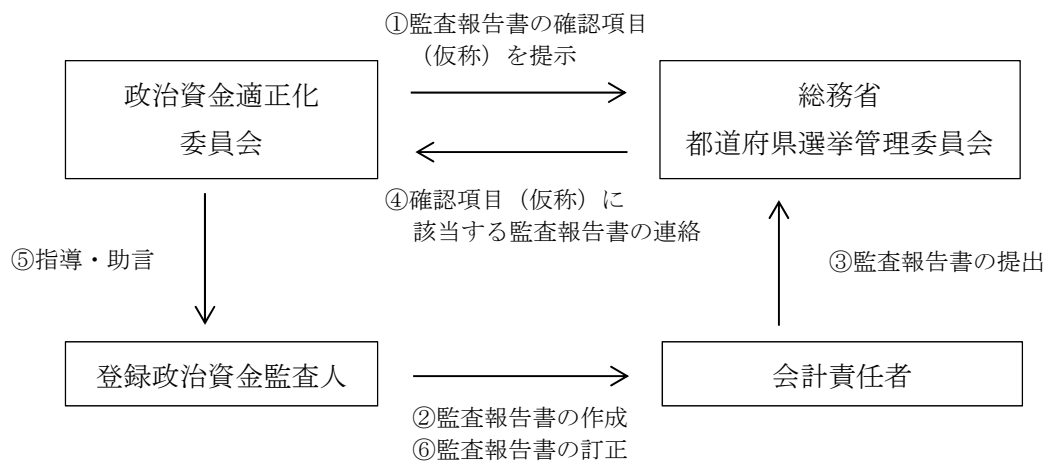
しかしながら、総務省及び都道府県選挙管理委員会に対し協力を求めたところ、政治資金監査マニュアルに規定された記載例から逸脱した政治資金監査報告書や、本来であれば政治資金監査の過程で指摘されるべきだった収支報告書の誤記が散見される状況にあるということが明らかになっており、改善の要望を受けている。

○ 今後の方向性

このような状況を踏まえ、当委員会から個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言を行うことを念頭に、個別の指導・助言の対象とすべき政治資金監査報告書をより分けるために必要な総務省及び都道府県選挙管理委員会の報告を求めるための確認項目（仮称）を策定する必要がある。その確認内容は、確認を行うことの意義や実務を行う総務省及び都道府県選挙管理委員会の事務負担等を踏まえ、政治資金監査報告書の基本的構成及び政治資金監査の実施状況について形式的に確認可能なものとするのが適当であると考えられる。

その上で、総務省及び都道府県選挙管理委員会から会計責任者を通じて登録政治資金監査人に伝達する従来からの方法に加え、確認項目（仮称）に該当するもの等について、政治資金規正法第19条の35に基づき、総務省及び都道府県選挙管理委員会から当委員会が報告を受けた場合には、当委員会は当該政治資金監査報告書を作成した又は当該政治資金監査を行った登録政治資金監査人に対し、関係士業団体とも連携しつつ必要に応じて直接指導・助言を行うこととし、その具体的方法を検討することが適当である。

<登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み（イメージ）>



4 政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項

政治団体の政治活動を国民の不断の監視と批判の下に置く政治資金の収支の公開制度は、政治資金規正法の大きな柱となる制度であり、これまで政治資金監査制度の導入をはじめ逐次改善が図られてきたところであるが、今後も改善・充実のための不断の努力が求められており、当委員会としても、政治資金の収支の報告及び公開に関し重要と考えられる事項について、検討を行ってきた。

このうち、当委員会としての結論が得られた事項については、「収支報告書の記載方法に係る基本的な方針」等として当委員会の見解を示したほか、「政治資金監査に関するQ&A」として公表してきたところである。

今後とも、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与するという政治資金規正法の目的の実現に資するため、政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項について、以下に取りまとめたこれまでの検討状況を踏まえ、当委員会においても適切に対応していくことが適当である。

(1) 「領収書等」の必要記載事項

○ 現在の取扱い

政治資金規正法により、政治団体の会計責任者等はすべての支出について、支出の目的、金額及び年月日の3事項を記載した領収書その他の支出を証する書面（法律上「領収書等」と定義）の徴収を義務づけられている（法第11条第1項）。

「領収書等」の徴収義務は、政治団体の会計経理の厳正を期し、不正な記載や報告を防止することを目的としている。

「領収書等」の徴収義務違反があった場合には、政治資金規正法により罰則の対象となる（法第24条第3号）。

政治資金規正法の「領収書等」の定義については以下の点が指摘されている。

- (I) 政治資金規正法上、「領収書等」の必要記載事項として上記3事項のみが明記され、支出の実在性を担保する上で重要な領収書等の発行者に関する情報の記載については明示的に要求されていない。

しかしながら、政治資金規正法上、支出を確認するための情報として、会計帳簿及び収支報告書には、3事項に加え、「支出を受けた者の氏名（団体にあつてはその名称。以下同じ。）」及び「支出を受けた者の住所（団体にあつてはその主たる事務所の所在地。以下同じ。）」の記載が求められているところであり、これらの事項も「領収書等」の必要記載事項とすることが適当ではないか。

この指摘に関し、支出を受けた者の氏名については、ほとんどの場合に領収書等への記載がある一方で、支出を受けた者の住所については、特に1件当たりの金額が1万円以下の支出に係る少額領収書等で記載のないものも多く作成・流通している商取引の実態が存在する。こうした現状を踏まえつつ、政治資金監査マニュアルにおいて、1件当たりの金額が1万円超の支出に係る高額領収書等について氏名や住所など発行者に関する事項の記載がない場合又は曖昧である場合には、当該領収書等が真正なものであることを会計責任者等に確認する取扱いとした。

- (Ⅱ) 支出の目的の記載に欠ける領収書は、商慣習上広く作成、流通しており、税法上も、支出の目的が記載された他の書面と併せて支出を証する書面として取り扱われているが、政治資金規正法の解釈・運用上、一の書面上に3事項が記載されていない場合には、「領収書等」として取り扱わないこととされている。

したがって、このような場合には、改めて領収書への追記や領収書の再発行を求めることが必要とされるなど、大きな事務負担を生じている。

この点、当委員会では、政治資金監査マニュアルにおいて、政治資金監査上の取扱いとして、支出の目的が記載されていない等必要記載事項に不備のある領収書等に係る支出について、当該支出の内容を示す請求書等の書類が領収書等と一体として保存され、会計責任者から示された場合は、支出の事実を証明するものとして、これらの書面の記載事項を合わせて支出状況の確認に活用できることとしたところである。これは、必要記載事項に不備のある領収書等であっても、可能な限り支出を受けた相手方が作成した書類を支出状況の確認に活用することが望ましいという考え方によるものである。

○ 検討の方向性

- (Ⅰ) 政治資金規正法上、「領収書等」の必要記載事項として支出を受けた者の氏名及び住所を加えることについて

法律上の取扱いとして、これらの事項を「領収書等」の必要記載事項とすべきかどうかについては、国会議員関係政治団体においてはすべての支出に「領収書等」の徴収義務が課せられていること、「領収書等」の必要記載事項の規定はすべての政治団体に適用されること等を踏まえつつ、検討を行っていくこととした。

- (Ⅱ) 支出の目的の記載に欠ける領収書等の活用について

法律上の取扱いとして、会計責任者に徴取、保存、提出義務が課される「領収書等」について、単一の書面に必要記載事項のすべてが記載されていない場

合、必要記載事項に関し不備のある領収書等を、請求書等必要記載事項の内容を補完的に確認できる他の書面と合わせて支出を証すべき書面として取り扱うことについては、関係者の事務負担、国民の目から見た透明性の確保といった観点に留意しつつ検討を行っていくこととした。

○ 対応の方向性

(Ⅰ) 政治資金規正法上、「領収書等」の必要記載事項として支出を受けた者の氏名及び住所を加えることについて

支出を受けた者の氏名及び住所が「領収書等」の必要記載事項とされた場合、結果として必要記載事項を備えた領収書等が増加すれば、「領収書等」と会計帳簿・収支報告書の記載内容の対応関係はより明確になることが期待される。

一方、国会議員関係政治団体はすべての支出について「領収書等」の徴取・保存が義務づけられている中で、商取引の実態上、特に少額領収書等について住所の記載のないものが多数流通していることを踏まえると、「領収書等」の必要記載事項の増加は、必要記載事項の一部に関し記載がない不備のある領収書等の増加につながりかねない。

これまで、当委員会としては、記載事項の一部に記載不備のある領収書等についても、政治資金監査上は、必要記載事項の内容を補完的に確認できる他の書面と合わせて支出を証すべき書面として取り扱うことを認めてきたところであるが、特に少額領収書等については、請求書等必要記載事項の内容を補完的に確認できる他の書面が存在しない場合も少なくないと考えられる。その結果、領収書等により会計帳簿等との突合を行うことができなくなる事例が増加するおそれがあることから、支出の事実を証明する書類により登録政治資金監査人が確認を行うという観点からの政治資金監査上の取扱いを引き続き継続することが適当であると考えられる。

(Ⅱ) 支出の目的の記載に欠ける領収書等の活用について

政治資金監査上の取扱いとして、必要記載事項に関し不備のある領収書等を、請求書等必要記載事項の内容を補完的に確認できる他の書面と合わせて支出を証すべき書面として取り扱うことができるとしていることにより、支出の実在性の担保が図られてきていることから、引き続きこの運用を続けることとするのが適当であると考えられる。

(2) 会計帳簿への支出先住所の記載

○ 現在の取扱い

政治資金規正法により、政治団体の会計帳簿には、すべての支出について、それらの支出を受けた者の住所の記載が義務づけられている（法第9条第1項）。会計帳簿を備えさせ所定事項の記載を義務づけた趣旨は、政治団体における内部書類として、政治資金の収支の状況を常に明確にさせておくことにあるとされている。

会計帳簿への住所の記載については、領収書等に支出を受けた者の住所が記載されていない場合など、事実上又は社会通念上、支出を受けた者の住所の特定が困難な場合（コインパーキングや個人タクシー）や、領収書等に支出を受けた者の住所が記載されていても当該住所が主たる事務所の所在地であるかどうかの判断が困難な場合（直営店かフランチャイズ店かの判断等）が少なからず存在するという商取引上の実態がある。

そこで当委員会では、会計帳簿の備考欄に、事実上又は社会通念上、支出を受けた者の住所の特定が困難な場合には住所不明である旨又は一部を省略した住所が記載されていれば、また、支出を受けた団体の住所が主たる事務所の所在地かどうかの確認が困難な場合にはいずれかの事務所の住所が記載されていれば、政治資金監査においては記載不備とは扱わないことが適当であるとの見解を示したところである（参考資料4参照）。

○ 検討の方向性

- (I) 事実上又は社会通念上、支出を受けた者の住所の特定や確認が困難な場合にまで、会計責任者等に対して支出を受けた者の住所の記載を求めることは、必要以上の負担を課すことになると考えられることから、今後、一定の場合には住所の記載し難い理由を記載することで代えるなどの対応について検討を行っていくこととした。
- (II) 民間企業をはじめ一般的に会計経理の実務においては、支出を受けた者の住所は必ずしも重要な情報とはされておらず、開示の対象ともならない内部管理用の帳簿である会計帳簿にまで、金額の多寡を問わずすべての支出について支出を受けた者の住所を記載することは、会計責任者等に対し必要以上の負担を課すことになる。税法上も、消費税法で3万円以上の高額領収書の交付を受けなかったときに帳簿への住所記載が求められているものの、一般的に帳簿や証拠書類上の必要記載事項とはされていない。

政治資金規正法において、政治団体の会計責任者等に対し、会計帳簿の備付け及び必要事項の記載が義務づけられている趣旨は、政治団体における政治資金の収支の状況を常に明確にし、支出を受けた者の住所をはじめ所定の事項の記載により支出の実在性を担保することにある。

また、特に、そのうち一定金額以上の一定の経費に係る支出については、収支報告書においても住所の記載が義務づけられており、この支出に係る会計帳簿への住所の記載については、収支報告書で報告すべき情報の基となっていると考えられる。

- (i) 収支報告書で住所を報告すべき支出については、収支報告の適正を担保する観点から、住所の記載された書面が政治団体において保存されることが適当と考えられる。

ただし、その住所が会計帳簿に記載されていないかは議論があるところであり、支出を受けた者から徴取した保存義務が課される領収書等に住所が記載されている場合、会計帳簿の住所の記載と同等以上の実在性の担保になると考えられることから、さらに会計帳簿に記載を求めるまでの必要はないとも考えられる。

したがって、収支報告書に支出を受けた者の住所の記載が義務づけられている支出については、領収書等に住所の記載がある場合、会計帳簿への住所の記載義務のあり方を見直すことが妥当かどうか検討を行っていくこととした。

- (ii) 収支報告書で住所を報告すべき支出以外の支出についても、一般的な会計経理の実務も踏まえ、その実在性の担保としてすべての支出について会計帳簿への住所の記載を求めていることに対し、以下のような様々な意見が寄せられているところである。

- ① 法律に基づいて徴取・保存がされている領収書等に住所が記載されている場合は、さらに会計帳簿に記載を求めるまでの必要はないのではないか。
- ② 住所が記載されていない領収書等でも、国会議員関係政治団体の支出に係るものについては、登録政治資金監査人による政治資金監査により会計帳簿との突合が行われることから、開示の対象ともならない内部管理用の帳簿である会計帳簿の住所の記載よりも支出の実在性の担保になるのではないか。
- ③ 登録政治資金監査人による政治資金監査を受けない支出であっても、法律に基づいて領収書等の徴取・保存義務が課される支出については、当該領収書等に住所が記載されていなくとも、支出を受け

た者から徴取した領収書等が保存されていれば開示の対象ともならない内部管理用の帳簿である会計帳簿の住所の記載と同等以上の実在性の担保になり得るのではないか。

- ④ 少額の支出についてまで、すべて住所把握を求めることは、必要以上の負担を課しているのではないか。

今後、収支報告書で住所を報告すべき支出以外の支出については、これらの意見を踏まえ、収支報告書で住所を報告すべき支出の取扱いや従来の取扱いも踏まえながら、検討を行っていくこととした。

○ 対応の方向性

(I) 支出を受けた者の住所を記載することが極めて困難な場合の対応について

事実上又は社会通念上、主たる事務所の所在地かどうかの確認が困難な場合にまで、会計責任者に対して支出を受けた者の住所又は主たる事務所の所在地の記載を求めることは、必要以上の負担を課することになると考えられる。

そこで、平成25年6月の政治資金監査マニュアルの改定において、支出を受けた者が団体であり、会計帳簿の備考欄に記載された住所が当該団体の主たる事務所の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されている場合には、政治資金監査においては記載不備とは扱わないことを明記したところであり、この運用によることが適当であると考えられる。

(II) 会計帳簿への住所の記載について

仮に会計帳簿への住所の記載義務のあり方を見直す場合、政治団体の法律上の規定ごとに、収支報告書への記載対象か否かや、領収書等の保存義務の有無等によって細かく場合分けする必要があるが、このように住所記載に係る取扱いを違えて複雑な制度とするのは望ましくないということで意見が一致した。

会計帳簿への住所記載を行わないこととした場合には、領収書等から、会計帳簿へ住所を転記する事務の負担軽減が見込まれるが、住所の転記に係る事務負担の軽減については、総務省がホームページにおいて平成20年11月より無償で提供している会計帳簿・収支報告書作成ソフトを用いることにより、相当程度達成可能であり、実際に普及してきているところである。

そもそも住所の記載義務を課さないようにする制度改正は、すべての政治団体に影響する大きな課題であり、今後も検討していくべき課題ではあるが、他方、住所の転記に係る事務負担については会計帳簿・収支報告書作成ソフトの利用に

より相当程度軽減されていると考えられ、当面は、会計帳簿・収支報告書作成ソフトの一層の普及促進を図ることが適当であると考えられる。

【参考】国会議員関係政治団体（総務大臣届出）に係る総務省ソフトの利用状況

＜国会議員関係政治団体＞

	PCにより作成		計	手書き	合計
	総務省ソフト	その他			
団体数	449	208	657	119	776
%	57.9%	26.8%	84.7%	15.3%	100.0%

※ 総務大臣届出の国会議員関係政治団体のうち、平成 23 年分収支報告書が定期公表時に公表された団体を対象に調査（解散分・追加分は含まず。）

※ PCにより作成されたものは総務省ソフト及びその他を一部のみを利用してしている場合も含む。

※ 表示単位未満は四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

なお、政治資金関係申請・届出オンラインシステムのうち、上記ソフトは普及してきている一方、オンライン提出の利用率については、年々増加しているものの、低い状況にある。こうした状況を踏まえてオンラインシステムの利便性向上を図る中で、領収書等の写しについてもオンライン提出を可能にすること、また、政治資金監査報告書のオンライン提出を促進するための方策を図ることが必要と考えられる。具体的には、電子的な署名の手段として、現行の公的個人認証サービスに加え、税理士に広く普及している税理士用電子証明書も活用できるようにすること等、総務省や関係士業団体と連携してオンラインシステムの利用促進に向けた取組を行っていくことが適当であると考えられる。

(3) 金銭を伴わない収入又は支出の記載方法

○ 現在の取扱い

政治資金規正法上、収入又は支出は、金銭、物品に限らず、財産上の利益の收受又は供与若しくは交付とされており、その趣旨は、金銭を伴わない収支についても、政治団体の収支についてはすべてこれを公表し、国民の判断に委ねることにある。

したがって、例えば、政治団体が労務や事務所等の無償提供を受けて、政治団体に財産上の利益が生じているような場合には、会計帳簿や収支報告書にはこれらを時価で見積もった金額を寄附による収入として計上するとともに、便宜的に同額を支出に計上することとされている。

また、例えば、政治団体が他の政治団体等に労務等の無償提供を行い、他の政治団体に財産上の利益を供与しているような場合には、会計帳簿や収支報告書には、これらを時価で見積もった金額を寄附による支出として計上するとともに、便宜的に同額を収入に計上することとされている。

なお、政治団体が前払式証票やクレジットカードを利用して支出を行った場合には、支出目的を明らかにするため、物品等の購入時点で金銭を伴わない支出を計上するとともに、便宜的に同額を収入に計上することとされている。

○ 検討の方向性

金銭以外のものによる収入又は支出があった場合、会計上の便宜的処理として支出簿又は収入簿に、当該収入又は支出と同額を計上することとする取扱いは、煩雑であり、事務負担軽減を求める意見も多く寄せられている。

また、金銭以外のものによる収入又は支出を計上する場合には、同額の支出又は収入を便宜上計上することになることから、収支の状況を的確に表しているといえないのではないかとの指摘もある。

このような意見等を踏まえ、収支の状況をよりの確に表す観点から、今後、例えば、会計帳簿や収支報告書の様式を見直し、金銭の支出を伴うものと、それを伴わないものとに記載欄を分け、便宜上の収支の計上を要しないものとするなどの検討を行っていくこととした。

○ 対応の方向性

金銭以外のものによる収入又は支出の記載欄を分けた場合、現金以外による収支の動きを把握しやすくなる等収支報告の明瞭性において一定の向上が期待される。

その一方で、様式・記載欄の増加により、収支報告書がかえって複雑でわかりにくいものとなる可能性があることや、国会議員関係政治団体だけでなくすべての政治団体に影響が及ぶため慎重に検討すべきであること等の論点についても考慮の上、より適当な方法がないか、見直しの必要性について更なる検討が必要であると考えられる。

(4) 前払式証票・後払式証票・クレジットカードによる支出の記載方法

○ 現在の取扱い

政治資金規正法上、会計帳簿や収支報告書に記載すべき「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、運用のためにする金銭等の供与又は交付以外のものとされている（法第4条第5項）。

また、政治資金規正法は、その基本理念として政治資金の収支の状況を明らかにすることを旨としており、会計帳簿や収支報告書の記載はこの趣旨に沿って行われることが求められている。

商品券、プリペイドカード、前払式電子マネー等前払式証票による支出は、前払式証票を購入する時点と、これらを用いて実際に物品等を購入する時点が異なり、後払式電子マネーやクレジットカードによる支出は、実際に物品等を購入する時点と、後日、売買契約等の相手方と異なる相手に金銭を支出する時点が異なるが、政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、基本的に現金の流れを記載しつつ、同時に政治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的を有していることから、これらの目的のいずれをも満たすことができるように、

- a 金銭の支出（現金主義）
- b 実際の売買等における支出相当分の計上（支出実態の公開）（備考欄に「前払式証票による購入」又は「クレジットカードによる購入」である旨記載することが望ましい）
- c aとbの二重の支出計上を経理上処理するための便宜上の収入計上（bと同時に計上することにより、収支としてはbを相殺）

という経理処理等を行うこととされている。

近年の決済方法や経済サービスの多様化に伴い、政治団体においても前払式電子マネーやクレジットカード等を使用するケースが増えているが、上記の経理処理については、処理が煩雑であるとの意見や、物品等の購入に係る支出を二重に計上することになることや二重の支出計上を経理上処理するための便宜上の収入を計上することになることから、収支の状況を的確に表しているといえないのではないかと指摘もある。

そのため、当委員会では、交通事業者が運営する電子マネーについては、現金でチャージし、交通費に限定して使用する場合は、チャージした時点のみの記載でも差し支えないとする簡易な収支報告書の記載方法を認めることが適当である旨の見解を示したところである（参考資料3参照）。

また、ETCカードによる支払いについても、高速道路料金の支払いに限定されており、カード会社に支出した時点で支出した金額等のみの記載で差し支えな

いとする簡易な収支報告書の記載方法を認めることが適当である旨の見解を示し（参考資料3参照）、さらに、E T Cカード以外のクレジットカードについても、現金と同等に広く利用され支払いまでの期間が比較的短期であること、クレジットカードを利用した際に発行される書面が領収書として一般に認知されていること等を踏まえ、物品等の購入時点のみの記載で差し支えないとする簡易な収支報告書の記載方法を認めることが適当である旨の見解を示した（参考資料5参照）。

総務省及び都道府県選挙管理委員会においては、当委員会のこの見解を踏まえ、この簡易な収支報告書の記載方法について周知を行っている。

○ 検討の方向性

現時点では利用できる取引の範囲が限定されている前述のようなカード等も今後、利用できる取引の範囲が拡大する状況やリボ払い、分割払い、ボーナス払い等の支払い方法の選択が増加する場合等、物品等の購入と、それに対応する金銭による支出との関連性がより不明確となる状況も予想されるところである。そこで、収支の状況をよりの確に表す観点から、例えば、会計帳簿や収支報告書の様式を見直し、金銭の支出を伴う通常の商品等の購入に関する記載欄と、前払式証票や後払式証票、クレジットカード（以下、「前払式証票等」とする）の利用により、金銭の支出時点の相手・目的及び日時と商品等の購入時点の相手・目的及び日時が異なる場合の商品等の購入に関する記載欄を分け、便宜上の収入の計上を要しないものとするなどの検討を行っていくこととした。

○ 対応の方向性

前払式証票等による支出の記載方法の一部については、既に簡易な記載方法について、総務省及び都道府県選挙管理委員会により周知を行ってきているところであり、政治団体の会計責任者等においても一定の定着をみているところである。

会計帳簿や収支報告書の様式を見直し、金銭の支払いを伴う支出と、前払式証票等の利用による支出の記載欄を分けることとする場合、この簡易な収支報告書の記載方法を再度見直す必要が生じる。政治団体等の要望も踏まえて定着をみている現行の取扱いを見直すことについては、当面は政治団体における前払式証票等の利用状況をにらみながら、記載欄の変更以外による対応方法として企業会計方式を求める意見があることにも配慮して、今後必要に応じて検討していくことが適当であると考えられる。

(5) 政治資金監査を受けた収支報告書の訂正

○ 現在の取扱い

政治資金規正法上、提出後における収支報告書の政治団体の申出による訂正について特段の定めはないものの、法の趣旨を踏まえて、運用上認める取扱いがされているところであるが、政治資金監査制度の導入に係る政治資金規正法の改正の際にも、提出後の収支報告書が訂正される場合の政治資金監査の取扱いについて規定はされなかった。

政治資金監査制度が導入された趣旨に照らすと、国会議員関係政治団体に係る収支報告書の訂正については、以下のような点が指摘されている。

- ・ 提出後の収支報告書について、政治団体の申出のみで収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、登録政治資金監査人による確認を受けていない支出が収支報告書に記載されることとなり、登録政治資金監査人による確認を受けていないことが国民の目に明らかにされないこととなる。
- ・ 政治資金監査報告書の日付以降に収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、政治資金監査報告書と収支報告書の対応関係に齟齬を生じさせることとなる。

当委員会では、政治資金監査を受けた収支報告書についても多くの訂正事例が出ていることを踏まえ、政治資金監査を受けた収支報告書が訂正される場合の政治資金監査の取扱いについて見解を示したところである（参考資料9参照）。

○ 検討の方向性

政治資金監査を受けた収支報告書が訂正される場合の政治資金監査の取扱いについては、政治資金規正法上規定されておらず、その取扱いが明確になっていない現状を踏まえ、今後、その取扱いについて検討を行っていくこととした。

○ 対応の方向性

政治資金監査を受けた後の収支報告書の訂正に係る手続きについては、フォローアップ説明会等を通じて監査人に対して周知を図るとともに、平成25年6月の政治資金監査マニュアル改定により規定したところである。

実務としては既に定着しているものと考えられるが、更なる周知を行っていく必要があると考えられる。

(6) 収支報告書に記載すべき支出の区分

○ 現在の取扱い

政治資金の支出項目の区分の分類については、政治資金規正法施行規則において定められ、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費である経常経費と、政治上の主義、施策の推進等や公職の候補者の推薦等の政治活動を行っていくための活動に要する経費である政治活動費に分類される（法第12条第1項第2号）。

経常経費についてはさらに人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費に分類され、政治活動費は組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費に分類されることになっている（施行規則第7条第2項及び第8条）。

○ 検討の方向性

政治資金規正法の「収支報告書に記載すべき支出の区分」については、以下の点が指摘されている。

- (I) 収支報告書に記載すべき支出の分類基準について、個別具体の支出の分類で分かりにくい部分がある。

この点、個別の具体的支出の分類や記載方法については、収支報告書の記載方法に係る基本的方針の一例として当委員会の示した見解（「支出項目の区分の分類について」）も踏まえながら（参考資料6参照）、国会議員関係政治団体の収支報告の手引等により、周知が図られているところであり、適宜充実を図ることとした。

- (II) 支出項目の区分について、「経常経費」と「政治活動費」の区分、性質別となっている「経常経費」の区分、目的別となっている「政治活動費」の区分等について見直すべきである。

これについては、国民から見て当該政治団体の活動実態が把握しやすくなるものとする視点、政治団体が自ら支出の分類を行いやすくするなど、政治団体の会計上の事務負担にも配慮したものとする視点を踏まえて、政治団体が正しく記載でき、かつ各政治団体間において記載内容の比較可能性を確保することを前提としながら、検討を行っていくこととした。

○ 対応の方向性

(Ⅰ) 政治活動のあり方の変化への対応について

現行の支出の分類を分かりやすくするための取組として、前述の当委員会が示した見解の周知に努めているところであるが、例えば、政治団体のインターネットの活用等、政治活動のあり方の変化に応じて、今後とも支出の分類について疑義が生じた場合には、当委員会の見解を示す等の方法によりの的確に対応していく必要があると考えられる。

(Ⅱ) 支出項目の区分の見直しについて

大きな方向性として支出項目の区分を少なくすること、特にその中でも小分類を見直すことが望ましいとの意見が示された。これにより、国民の目から見て比較が容易になるとともに、政治団体の事務負担が軽減されることが期待されるが、その一方で、逆に比較が難しくなるのではないかとの意見や、事務負担は必ずしも軽減されないのではないかとの意見も示され、直ちに支出項目の区分を見直すべきとまでは言えず、実例を見ながらさらに注視していくことが適当であると考えられる。

(7) 業務制限の範囲

○ 現在の取扱い

政治資金規正法及び同法施行規則により、登録政治資金監査人が、

- ・ 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者
- ・ 国会議員関係政治団体の役職員
- ・ 国会議員に係る後援会等いわゆる2号団体の場合は、当該団体が推薦し、又は支持する公職の候補者
- ・ 上記の者の配偶者

である場合には、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできないこととされている（法第19条の13第5項・施行規則第14条の2の3）。

この業務制限が設けられた趣旨については、政治資金監査マニュアルにおいて以下のように示されている。

政治資金監査は、収支報告書のみならず、国会議員関係政治団体の内部資料である会計帳簿や領収書等の現物を含め、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体のすべての支出をチェックする制度である。これにより、当該国会議員関係政治団体のすべての支出について、支出の相手方、目的、金額、年月日等が外部的な目で確認されることになり、内部のみで処理されることによって生じうる誤りを防ぐとともに、これまで以上に収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができるものと期待される。したがって、政治資金監査においては、外部性の確保が重要であり、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有する登録政治資金監査人については、政治資金規正法において業務制限が設けられている。

○ 検討の方向性

政治資金規正法に基づく業務制限の範囲については、上記の政治資金監査制度の趣旨を踏まえ、指摘を受けた事例の状況も見極めながら、類似の他法令も参考にしつつ、検討を行っていくこととした。

○ 対応の方向性

主に登録政治資金監査人と政治団体の関係で指摘を受けた事例について、政党助成法の規定も参考に検討を進めた。

具体的には、政党助成法の監査と政治資金監査の業務の性格の違いも考慮しつ

つ、改めて政治資金監査制度の基本的性格をふりかえった上で、以下の各事例について個別に検討を行った。

- ① 登録政治資金監査人が、過去一年以内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であった者である場合
- ② 登録政治資金監査人が、同一の国会議員関係政治団体の政治資金監査を一定期間以上継続して行った者である場合
- ③ 登録政治資金監査人が、国会議員の確定申告を担当している者である場合
- ④ 登録政治資金監査人が、同一の国会議員に係る国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者である場合
- ⑤ 登録政治資金監査人が、国会議員の公職選挙法第180条の出納責任者である場合
- ⑥ 登録政治資金監査人が国会議員である場合
- ⑦ 登録政治資金監査人が国会議員本人の近親者である場合
- ⑧ 登録政治資金監査人が後援会の役員の近親者である場合
- ⑨ 登録政治資金監査人が国会議員に献金をした者である場合

政治資金監査制度の基本的性格として、政治資金監査は、高い能力と識見を有する職業的専門家である登録政治資金監査人が公正かつ誠実に行うものであり、また、その業務は国会議員関係政治団体の会計事務に対する外形的・定型的な確認である（監査証明業務である政党助成法の監査とは異なる）。

このような基本的性格を踏まえると、政治資金監査の業務内容はいずれの登録政治資金監査人が行うかによって左右されるべきものではないので、現在の業務制限の強化の必要性はないという考え方が示された。

その一方で、政治資金監査は、事務所費や光熱水費等の政治資金の用途に関する一連の問題を受けて、これら政治資金の用途に対する国民の政治不信を払拭することを目指して導入されたものであることから、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つための配慮も必要ではないかという考え方も示された。

①について

業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であるが、自ら作成・徴取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を行うことになる場合は、そもそも外部性が確保されているとは言い難い。このような観

点から、既に政治資金監査マニュアルにおいて「適当ではない」旨規定しており、実務上も定着している。今後、制度的な対応が必要と考えられる。

②について

平成21年分の収支報告より政治資金監査が開始されて、現在5回目の政治資金監査が行われているところであり、当面は状況を注視し、今後必要に応じて更なる検討を行うことが適当であると考えられる。

なお、制度改正を検討する場合、連続何年以上であれば業務制限の対象とするか(政党助成法の監査の場合は7年まで)、また、業務制限の対象とした場合に、登録政治資金監査人の地域的偏在を踏まえて人数の確保に支障が生じないかといったことについて検討する必要がある。

③について

政治資金監査の外形的・定型的な性格を踏まえると、国会議員の確定申告を担当することが、必ずしも当該議員に係る政治団体との間の慣れ合いを意味するわけではないという考え方と、政党助成法の監査では業務制限の対象とされていることを考慮すべきであるという考え方で意見が分かれたところであるが、政治資金監査に対する国民の信頼を保つための一定の配慮が必要であるという点については委員の意見が一致した。

したがって、制度改正により一律に業務制限の対象とするものではないが、登録政治資金監査人の慎重な判断を促すことが適当であると考えられる。

④について

同一の国会議員に係る国会議員関係政治団体であっても、相互の関係のあり方は様々であり、一律に業務制限の対象とするまでの必要はないという考え方と、同一の国会議員という共通項を持っており利害関係があるとの指摘を受けかねないという考え方が示され、意見が分かれたところであるが、政治資金監査に対する国民の信頼を保つための一定の配慮が必要であるという点については委員の意見が一致した。

したがって、制度改正により一律に業務制限の対象とするものではないが、登録政治資金監査人の慎重な判断を促すことが適当であると考えられる。

⑤について

政治活動の会計責任者と選挙運動の出納責任者は本来役割が異なるものであり、また、両者の関係については様々な実態があると考えられるなかで、一律に業務制限の対象とするまでの必要はないという考え方と、同一の国会議員という

共通項を持っており利害関係があるとの指摘を受けかねないという考え方が示され、意見が分かれたところであるが、政治資金監査に対する国民の信頼を保つための一定の配慮が必要であるという点については委員の意見が一致した。

したがって、制度改正により一律に業務制限の対象とするものではないが、登録政治資金監査人の慎重な判断を促すことが適当であると考えられる。

⑥について

政党助成法の監査では国会議員は一律に業務制限の対象とされているものの、政治資金監査においては、国会議員が自らに係る国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことについては既に制度上業務制限の対象とされており、それ以外については、基本的には業務制限の対象とする必要はないと考えられる。

ただし、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において国民の前に公開される場所であり、当委員会としても引き続き状況を注視していくこととする。

⑦～⑨について

政治資金監査制度の基本的性格として、政治資金監査は、高い能力と識見を有する職業的専門家である登録政治資金監査人が公正かつ誠実に行うものであり、また、その業務は国会議員関係政治団体の会計事務に対する外形的・定型的な確認であること、さらに、政党助成法の監査でも業務制限の対象とされていないことを勘案すると、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体と密接な身分関係を有するとまでは言い難いことから、基本的には業務制限の対象とする必要はないと考えられる。

ただし、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において国民の前に公開される場所であり、当委員会としても引き続き状況を注視していくこととする。

以上、政治資金監査制度の基本的性格を踏まえ、指摘を受けた事例について当委員会として各々具体的に検討を行ったが、登録政治資金監査人における慎重な判断を促すことが適当と考えられる事例については、実務上混乱を来すことのないように十分な周知を図る等、関係士業団体とも連携しつつ、当委員会として適切に対応することとしたい。

(8) 年の途中において国会議員関係政治団体でなかった期間がある政治団体の政治資金監査等

○ 現在の取扱い

年途中で国会議員関係政治団体であった期間を有する政治団体も登録政治資金監査人による政治資金監査を受けなければならないとされている（法第19条の10・第19条の13第1項）が、国会議員関係政治団体でなかった間に行った支出について、収支報告書の明細記載義務及び領収書等の写しの提出義務の範囲（法第19条の10で読み替えられた法第12条第1項及び第2項・第17条第1項及び第4項）や領収書等を徴し難かった支出の明細書等の作成義務の範囲（法第19条の11第1項）が政治資金規正法上必ずしも明確ではない。

当委員会では、年途中で国会議員関係政治団体であった期間を有する政治団体の国会議員関係政治団体でなかった間に行った支出に係る政治資金監査は、政治団体の区分に応じて法令上求められる関係書類の作成・徴取義務の対象となる支出の範囲で確認を行うことで足りるとし、会計帳簿と領収書等との整合性の確認については、領収書等の徴取義務及び領収書等を徴し難かった支出の明細書等の作成義務の対象となる支出の範囲で行い、それ以外の支出については会計帳簿の必要記載事項の記載確認で足りることとしたところである。

○ 検討の方向性

今後、法改正が検討される際には、上記取扱いの明確化についても検討を行っていくこととした。

○ 対応の方向性

平成25年6月の政治資金監査マニュアル改定において、年の途中で政治団体の区分に異動があった場合の政治資金監査の取扱いに係る規定を充実し、趣旨を明確化したところである。

取扱いとしては既に一定程度定着しているものであるが、今後とも周知に努めていくことが必要であると考えられる。

参考資料

【参考資料 1】 政治資金適正化委員会実施状況	・ ・ ・ ・ 33
【参考資料 2】 海外調査の実施	・ ・ ・ ・ 36
【参考資料 3】 「収支報告書等の記載方法等に関する見解」 (平成 20 年度第 8 回委員会資料 4)	・ ・ ・ ・ 46
【参考資料 4】 「会計帳簿の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて」 (平成 21 年度第 1 回委員会資料 1)	・ ・ ・ ・ 47
【参考資料 5】 「収支報告書等の記載方法について (クレジットカードを利用した場合)」 (平成 21 年度第 1 回委員会資料 2)	・ ・ ・ ・ 49
【参考資料 6】 「支出項目の区分の分類について」 (平成 21 年度第 2 回委員会資料 1)	・ ・ ・ ・ 50
【参考資料 7】 「領収書等の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて」 (平成 21 年度第 3 回委員会資料 1)	・ ・ ・ ・ 55
【参考資料 8】 「政治資金監査報告書の記載について」 (平成 22 年度第 5 回委員会資料 3)	・ ・ ・ ・ 56
【参考資料 9】 「政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について」 (平成 22 年度第 5 回委員会資料 4)	・ ・ ・ ・ 59
【参考資料 10】 「政治資金監査報告書の訂正について」 (平成 22 年度第 5 回委員会資料 8)	・ ・ ・ ・ 61

政治資金適正化委員会開催状況

政治資金適正化委員会は、平成23年4月からの第2期において、平成26年3月までの3年間に19回の委員会を開催し、政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定や政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会の実施について等、政治資金の収支の報告及び公開に関し重要と考えられる事項等について引き続き検討を行ってきた。主な審議事項等は以下のとおりである。

【平成23年度】

回	月 日	主な審議事項等
1	4月 5日	<ul style="list-style-type: none"> 政治資金適正化委員会審議事項について 登録政治資金監査人登録申請書類チェックリストについて 政治資金監査に関するQ&Aについて
2	6月 3日	<ul style="list-style-type: none"> 政治資金監査を行うに当たっての留意点等について 政治資金監査に関するQ&Aの改定について 政治資金監査に関する研修の実施計画（追加）について
3	8月11日	<ul style="list-style-type: none"> 政治資金監査報告書チェックリストについて 政治資金監査に関するQ&Aについて 政治資金監査報告書の記載例の掲載について 政治資金監査に関する研修（下半期）の実施計画について 政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会（下半期）の実施計画について
4	10月 5日	<ul style="list-style-type: none"> 今後想定される審議事項について 政治資金監査に関するQ&Aについて
5	12月20日	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年分政治資金収支報告の概要（総務大臣分）等について 平成22年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（総務大臣分）について 平成23年度フォローアップ説明会の実施状況及び参加者アンケート結果について
6	2月 7日	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（都道府県選挙管理委員会分）について 金銭を伴わない収入又は支出に係る収支報告書への記載方法について 政治資金監査に関するQ&Aの改定・追加について
7	3月16日	<ul style="list-style-type: none"> 「領収書等」の必要記載事項について 収支報告書に記載すべき支出の区分等について

		<ul style="list-style-type: none"> ・政治資金監査に関するQ&Aの追加・改定について ・政治資金監査に関する研修（上半期）の実施計画について ・政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会（上半期）の実施計画について
--	--	--

【平成24年度】

回	月 日	主な審議事項
1	5月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・会計帳簿への住所の記載について ・政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会について ・登録政治資金監査人の登録を受けようとするときの登録申請書の添付書類について ・政治資金監査に関する研修の実施計画（追加）について
	7月 5日	<ul style="list-style-type: none"> ・業務制限の範囲について ・政治資金監査に関する研修（下半期）の実施計画について ・政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会（下半期）の実施計画について
3	9月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・「政治資金監査に関するアンケート集計結果」について ・業務制限の範囲について
4	12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年分政治資金収支報告の概要（総務大臣分）について ・平成23年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（総務大臣分）について ・政治資金監査に関するQ&Aの追加について ・英国及びドイツにおける政治資金監査制度等に関する調査について ・平成24年度フォローアップ説明会の実施状況及び参加者アンケート結果について
5	2月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・政治資金監査マニュアル等の改定に係る論点整理 ・政治資金監査に関する研修の実施計画（追加）について
6	3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定（案）について ・平成23年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（都道府県選挙管理委員会分）について ・政治資金監査に関する研修の実施計画について ・政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会の実施計画について ・登録政治資金監査人の登録等に係る必要事項及び様式の改定（案）について

【平成25年度】

回	月 日	主な審議事項
1	6月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定について ・政治資金監査に関するQ&Aの改定について ・政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会について ・政治資金適正化委員会におけるこれまでの取組及び検討状況について ・政治資金監査に関する研修実施要領の改正について ・政治資金監査に関する研修の実施計画（追加）について
2	8月 2日	<ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ（第2期）に向けた今後の審議事項について ・業務制限の範囲について ・会計帳簿への住所の記載について ・収支報告書に記載すべき支出の区分について
3	9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・業務制限の範囲について ・金銭を伴わない収入又は支出に係る収支報告書への記載方法について
4	12月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめについて ・登録政治資金監査人の登録等に係る必要事項及び様式（案）について ・平成24年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）について
5	2月 5日	<ul style="list-style-type: none"> ・政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめについて ・平成24年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分）について ・平成25年度フォローアップ説明会の実施状況及び参加者アンケート結果について
6	3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめについて ・政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について ・政治資金監査に関する研修の実施計画について ・政治資金監査実務に関するフォローアップ研修の実施計画について ・政治資金適正化委員会議事録の公表について

海外調査の実施

政治資金規正のあり方については、各国の歴史や政治的経緯を踏まえて、それぞれに発展してきたものである。その中で、日本の政治資金監査制度は世界にも類を見ない制度と言われているところであるが、他国においても政党や一定規模以上の政治団体などに対し外部監査を義務付けている例は存在する。

これまでの政治資金監査の経験の蓄積を踏まえ、今後政治資金監査制度や収支報告のあり方についてさらなる検討を深めていくためには、このような海外事例の研究が有益なものと考えられる。

そこで、英国及びドイツにおける政治資金監査制度及びその運用実態について、平成24年11月に現地調査及び関係機関等との意見交換を実施した。

1. 英国

(政治資金制度の概要)

英国における政治資金制度は、19世紀末以来、主に候補者個人の選挙運動費用の制限により行われてきた。これは大きな成果を挙げたものと評価されているが、近年の選挙運動のあり方の変化を踏まえ、政党等の政治資金に対する規制の必要が認識されることとなるに至り、公務倫理基準委員会の第5次勧告を受け、2000年に政党、選挙及び国民投票法（Political Parties, Elections, and Referendums Act 2000。以下「PPER A」という。）が制定された。また、この法律に基づき、選挙委員会が設置された。

現在は、政党等についてはこのPPER Aにより、候補者個人については主に国民代表法（Representation of People's Act 1983。以下「RPA」という。）により規制されている。

(1) 収入及び支出の制限

政党の収入に係る制限は、500ポンド¹を超える寄附及び借入について対象となる。PPER Aは寄附又は貸付をすることができる者の要件を定めており（英国有権者、英国で登録された企業、英国の政党、英国の労組等）、これに当たらない者からの寄附又は貸付を受けることは禁止されている。政党が寄附を受けた際には、30日以内に当該寄附を受領するか否かを判断することとされており、寄附者が上記の要件に当たるか否かを確認する責任が課されている。また、寄附及び借入については、3ヶ月ごとに選挙委員会に報告すること

¹ 1ポンド=約170円（平成26年2月末日現在）

が義務付けられている²。

候補者個人は、RPAの規定により、50ポンドを超える寄附について、その受領の判断をするとともに、選挙委員会への報告義務が課されている。

支出に係る制限としては、選挙運動費用³の上限額が定められている。政党の場合、総選挙前の365日間で1,950万ポンド⁴が上限となる。候補者個人については、議会の解散から投票日までの期間で7,150ポンド+選挙区内の有権者数×7ペンス（都市部の選挙区については5ペンス）、また、総選挙の行われる年の1月から議会の解散までの期間で25,000ポンド+選挙区内の有権者数×7ペンス（又は5ペンス）が上限となる。

（2）会計報告及び公開

大別して、①年次会計報告、②選挙運動費用報告、③寄附等報告の3種類があり、主体ごとに求められる書類が異なる。（表1）

①の作成・提出が求められるのは政党である。総収入又は総支出が25万ポンドに満たない場合は末日から4ヶ月以内に、また、25万ポンドを超える場合、末日から6ヶ月以内に外部監査人の監査を受け、その報告書を添付して、選挙委員会に提出する。

②は政党、候補者、第三者⁵のいずれにも求められるものであり、投票日から3ヶ月以内（25万ポンドを超える場合は監査を受け6ヶ月以内）に提出する。

③は政党及び第三者に求められるものであり、上記のとおり、3ヶ月に一度、一定金額以上の寄附について報告するとともに、選挙期間中は1週間に一度、一定金額以上の寄附について報告する。

選挙委員会は、政党や第三者から提出された報告書を公表する。

（3）政治資金に係る監査

年次会計報告又は選挙運動費用報告にあたり、収支いずれかが25万ポンドを超えるときは、有資格監査人による外部監査を受け、報告書を添付する必要

² 政党本部に対するものは7,500ポンドを超える場合、政党の会計支部に対するものは1,500ポンドを超える場合に、寄附者の名前（名称）、住所、金額、寄附の到達及び受領の年月日を報告する。なお、受領しないこととして返還した寄附についても、その金額、寄附の態様、到達及び返還の年月日等について報告の必要がある。

³ 選挙運動費用に含まれるのは、広告、ダイレクトメール、メディア、交通費、大会費、政見放送、マニフェスト等の文書、マーケットリサーチ、個別訪問に要する経費である。

⁴ 全ての選挙区に候補を立てた場合の額。なお、各地域議会（スコットランド、ウェールズ、北アイルランド）の選挙及び欧州議会の選挙については、異なる期間・上限額が適用される。

⁵ 選挙の結果に影響を与える活動を行うために一定規模以上の支出を行う個人又は団体（政党及び候補者を除く。）。

がある。

(4) 選挙委員会の機能・権限

選挙委員会は、提出を受けた報告書の審査、公表、分析を行っており、また、制裁を含めた法令執行の権限も有している。

表 1

	政党			候補者	第三者	
報告書の種類	年次報告書	・ 寄付報告書 ・ 貸付報告書 (注1)		選挙運動費用支出報告書	・ 選挙運動費用支出報告書 ・ 寄付報告書	
報告対象期間	1月～12月	四半期報告書 1月～3月 4月～6月 7月～9月 10月～12月	選挙期報告書 選挙運動期間中、7日ごと	選挙の投票日以前の365日間	各支出制限の適用期間 (表1参照)	選挙の投票日以前の365日間
主な記載内容	・ 一年間の活動の概観 ・ 収支報告書 ・ 貸借対照表 ・ 収支報告書及び貸借対照表の内訳	・ 政党本部への7,500ポンド超、会計支部への1,500ポンド超の寄付等の詳細 ・ 寄付が許容されない者からの寄付や寄付者が特定できない寄付の詳細	・ 政党本部への7,500ポンド超の寄付の詳細	・ 支出(項目ごと)の概要 ・ 実際の支払、概念支出、未払の請求、異議のある請求の詳細	・ 支出(項目ごと)の概要及び詳細 ・ 未払の請求、異議のある請求の詳細 ・ 個人的支出の総額及び詳細 ・ 寄付(寄付が許容されない者からの寄付も含む)の詳細	【選挙運動費用支出報告書】 ・ 支出(項目ごと)の概要 ・ 実際の支払、概念支出、未払の請求、異議のある請求の詳細 【寄付報告書】 ・ 7,500ポンド超の寄付、寄付が許容されない者からの寄付、寄付者が特定できない寄付の詳細
提出期限	・ 総収入又は総支出が25万ポンド超：有資格監査人の報告書を添付の上、報告対象期間末から6か月+7日以内 ・ 総収入又は総支出が25万ポンド以下：報告対象期間末から4か月以内	各報告対象期間末から30日以内	各報告対象期間末から7日以内	・ 支出が25万ポンド超：有資格監査人の報告書を添付の上、投票日から6か月以内 ・ 支出が25万ポンド以下：投票日から3か月以内	選挙の結果が発表されてから35日以内	・ 支出が25万ポンド超：有資格監査人の報告書を添付の上、投票日から6か月以内 ・ 支出が25万ポンド以下：投票日から3か月以内 ・ 寄付報告書は選挙運動費用支出報告書と同時に提出
備考	会計支部は総収入又は総支出が2万5000ポンド超の場合に年次報告書を提出			200ポンド超の支出には請求書又は領収書の添付が必要	20ポンド以上の支出には請求書又は領収書の添付が必要	200ポンド超の支出には請求書又は領収書の添付が必要

(注 1) 表中では寄付報告書について記載したが、貸付報告書についても、ほぼ同様である。

(注 2) 表中では選挙運動費用支出報告書について記載したが、選挙準備期間の支出報告書も同様である。

(注 3) 候補者以外は選挙委員会に報告書を提出する。

(出典) 木村志穂「英国の政治資金制度」『レファレンス 平成 23 年 12 月号』,2011, p206

(調査先)

(1) 選挙委員会 (Electoral Commission)

政治資金及び選挙運動に係る費用の規制、選挙の執行に関する基準の策定等を行う独立の機関として、PPER Aにより設置されたものである。2010年より、政党等の法令違反が疑われる場合における調査権限及び法令違反に対する処分権限が拡充された。

【調査概要】

- ・ 会計処理・報告及び会計報告の監査については、政党、選挙及び国民投票法の規定に従うほか、一般に公正妥当と認められる会計基準・監査基準（企業等に適用されるもの）に基づく。政治資金に特化した会計基準・監査基準は策定されていない。
- ・ 従来、年次会計報告の様式として決まったものが存在しなかったが、統一様式を作成し、一定規模以上の政党については2014年より使用を義務化する予定である。
- ・ 会計方式として、現金主義・発生主義のいずれも認められている。
- ・ 調査時点において、選挙委員会として強化された権限を用いた事例はないが、会計報告の法令遵守率は上昇している。

(2) 公務倫理基準委員会 (Committee on Standards in Public Life)

政治献金に関する倫理的問題を契機として1994年に設置され、独立の立場で公務における倫理基準に関する答申・建議等を行う諮問機関である。

【調査概要】

- ・ 公務倫理基準委員会は、政党資金制度に関するレビューを行い、2011年に報告書を公表した。当該報告書における勧告のポイントは、①寄附の上限額の導入（現在制限なし）、②政党に対する国庫による財政支援の拡充、③選挙費用の上限額の引下げ、の3点である。
- ・ この報告書を受けて、主要政党間で協議が行われているが、調査時点では

未だ合意に達していない。

- ・ 諮問機関である同委員会による勧告の取扱いについては、政府の方針や政治状況による。

(3) ジャスティン・フィッシャー教授 (ブルネル大学)

選挙、政党、政治資金等に関する研究者であり、選挙委員会や公務倫理基準委員会への助言等も行っている。

【調査概要】

- ・ 英国の政治資金制度において、政党等による会計報告の信頼性については外部監査に委ね、選挙委員会はその結果を活用する仕組みとしているのは合理的である。
- ・ 政治資金制度は、平等と自由のバランスの上に成り立つものであり、そのバランスは各国の文化を大きく反映する。したがって、ある国で機能する仕組みが他国でも機能するとは限らないことに留意が必要。

(4) アダム・ホロウェイ下院議員

下院議員 (保守党、2期目)。ケント州グレイヴシャム選挙区選出、47歳。

【調査概要】

- ・ 候補者として政治活動にかかる費用はそれほど多額なものではない。
- ・ 資金提供者との関係で不適切な行動をとらないようにするためには、収入を公開することが重要である。
- ・ 会計報告に係る作業はそれほど複雑なものではない (ただし、党本部のサポート体制は脆弱)

2. ドイツ

(政治資金制度の概要)

ドイツにおける政治資金制度は、政党を中心とした体系となっている。憲法(ドイツ基本法)第21条において、政党は国民の政治的意思形成に協力するものとして法的な地位を与えられ、公的な役割を果たすこととされており、それらの活動に要する資金の一部として、国庫から補助(政党助成)を受ける。政党の資金及び会計については、政党法(Parteiengesetz)に規定されているが、この法律は、第2章において政党の民主的な内部組織のあり方について、第4章において選挙で一定以上得票した政党に対する国庫補助について、また、第5章で会計報告について詳細に定めている。

(1) 収入及び支出の制限

収入については、質的制限として一定の寄附の受領が禁じられているが(公法人、院内会派、政治的財団等による寄附、1,000ユーロ⁶超の外国人献金、500ユーロ超の匿名寄付等)、量的制限は導入されていない。ただし、年間で1万ユーロを超える寄附については、氏名・住所及び寄附金額を明示した一覧を会計報告書に添付して提出することとされている。また、5万ユーロを超える大口の寄附については、遅滞なく連邦議会議長に申告しなければならない。議長は、寄附者を明示した上で、連邦議会公報において迅速に公開する。

支出については、特段の制限は設けられていないが、企業への出資、特にメディアへの出資については、会計報告の中でその内容を明らかにすることが求められる。

(2) 会計報告及び公開

政党の会計報告書は、会計年の翌年9月末までに、連邦議会議長に提出されなければならない(最大3ヶ月延長可能)。期限までに提出がなかった場合、政党は政党助成(寄附金等分)の請求権を失うことになる。さらに、次の年の12月末まで提出がなかった場合は、政党助成(得票数分)の請求権をも失うことになる⁷。

会計報告書は政党法24条に基づき、収支計算書、貸借対照表及び説明の部から構成される。国民が政党資金を適宜監視することができるよう、会計報告書は毎年公開されると同時に、連邦議会議長において、政党の収支及び財産状況の概要を比較した報告書が作成される。

⁶ 1ユーロ=約140円(平成26年2月末日現在)

⁷ 政党助成については、次ページ(5)を参照

(3) 政治資金に係る監査

会計報告書の提出の際は、あらかじめ経営監査士又は経営監査会社により、政党法の規定にしたがって監査を受ける必要がある。ただし、直近の連邦議会又は欧州議会選挙において有効投票数の少なくとも0.5%、又は直近の州議会選挙で有効投票数の1.0%を得られなかった政党については、公認帳簿監査士又は帳簿監査会社による監査も認められる。さらに、政党が会計年中に5,000ユーロ超の収入又は財産を有さないときは、監査を受けなくても差し支えない。

監査の対象は、連邦本部、州支部及び少なくとも10の地域支部（概ね選挙区単位）である。

(4) 連邦議会議長の機能・権限

連邦議会議長は、政党から提出された会計報告書の形式及び内容について検査する。具体的には、提出期限及び会計報告書の形式基準の遵守についてのほか、内容の信頼性についてである。

(5) 政党助成について

政党法第4章の規定に基づき、直近の連邦議会選挙又は欧州議会選挙において有効投票数の0.5%、又は1つの州議会選挙で1.0%を獲得した政党に対し、国庫補助金が交付される。

配分の基準は、①政党が欧州議会、連邦議会、州議会選挙において得た得票数、及び②政党が党費、分担金、寄附金として集めた金額の2つであり、①については1票当たり0.70ユーロ（400万票までは0.85ユーロ）、②については、寄附金等1ユーロにつき0.38ユーロ（ただし自然人1人につき3,300ユーロまでを算入）とされている。

(調査先)

(1) 連邦議会事務局 (Bundestag)

政党の会計報告書の受理・検査・公表等や、政党に対する国庫補助の決定・交付等の事務を行う機関である。

【調査概要】

- ・ 政党の会計報告については政党法に規定されている。政党法に規定がない事項については、商法上の諸原則に従う。政党資金に特化した会計基準・監査基準は定められていない。
- ・ 連邦議会議長は、提出された会計報告書の形式及び内容について検査する。会計報告書の不実記載が認められる場合、不実記載に対応する金額の2倍を国庫に返還しなければならない。

(2) ブランデンブルク州議会事務局 (Landtag Brandenburg)

ブランデンブルク州は、ドイツ北東部にあつて、ベルリンを取り囲むように位置する州(州都ポツダム)であり、人口約250万人。旧東ドイツ地域に属する。

【調査概要】

- ・ 連邦政党法でカバーされない費用の一部について州で負担を行っている。具体的には、①政党に所属しない議員及び「緩い連合」(特定の候補者擁立のために選挙の際にアドホックに設立される団体)に対する選挙運動資金及び毎年の政治活動資金の助成、②州議会の院内会派に対する活動資金の助成
- ・ 基礎的自治体レベルの議員に対する規制は存在しない。これらは無報酬であり、選挙のために多額の支出がなされるものでもないことから、規制の必要性に乏しいためである。

(3) トルステン・インゴ・シュミット教授 (ポツダム大学)

行政法、地方自治関係法の研究者であり、ポツダム大学地方自治研究センター理事を務める。

【調査概要】

- ドイツの政治資金制度は、ここ30年ほどで強化された。政治家への不正献金事件を契機に、従来の一定金額以上の寄附者の公表に加え、政治資金の使途や資産の状況についても報告が求められるようになり、透明性の向上が図られた。
- ドイツの制度は比較的よく機能しているものと評価できるが、政党助成への依存度の高さ、規制の抜け穴の存在などの問題が指摘できる。

(4) トランスペアレンシー・インターナショナル

ベルリンに本部を有する国際NGOであり、政治、行政、ビジネス等の分野における汚職・腐敗防止の活動を行っている。

【調査概要】

- ドイツの政党組織は①本部、②州支部、③地域支部（概ね選挙区単位）の3層になっていることが多い。下からの民主的手続きによる意思決定を重視しつつ、選挙制度や政治資金の流れの影響により、全体としては中央の統制が効いている。
- ドイツの政治資金制度は比較的よく機能しているものと評価できるが、シュミット教授と同様の指摘のほか、監視主体が連邦議会議長であることも問題である。

平成20年10月31日

政治資金適正化委員会

収支報告書等の記載方法等に関する見解

収支報告書等の記載等に関し、政治団体から問い合わせの多い事例として政治資金課から報告があったものについて当委員会において検討を行った結果、以下のものについては簡易な記載方法を認めることが適当である。

この際、所管庁においては、Ⅰ及びⅡの記載方法等について、簡易な記載方法を認めることを含め、その取り扱いを検討の上、政治団体への周知を図られたい。

なお、各政治団体における今後の運用状況を踏まえつつ、引き続き記載方法のさらなる簡略化について検討することが必要である。

Ⅰ．前払式証票等による支払いのうち、交通事業者が運営する電子マネーについては、現金をチャージし、交通費として使用する場合に限り、チャージした時点で支出した金額等のみを「その他の経費」に計上する方法。

Ⅱ．後払い式電子マネー等による支払いのうち、ETCカードによる支払いについては、通常のクレジットカードと異なり、高速道路料金の支払いに限定されていることから、カード会社に支出した（口座振替時等）時点で支出した金額等のみを「その他の経費」に計上する方法。

会計帳簿の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて

1. 制度の概要

政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これにすべての支出並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならないこととされている（法第9条第1項）。

2. 会計帳簿への住所記載に当たっての問題点

会計帳簿の記載事項のうち、特に住所の記載については、政治団体の会計実務の観点から以下の問題点が指摘されている。

(1) 住所の記載については、支出を受けた者が団体である場合には主たる事務所（本社と解されている）の所在地を記載することとされているが、主たる事務所の所在地の特定が困難な場合がある（直営店かフランチャイズ店かの判断等）。

(2) 支出を受けた者の住所の記載が領収書にない場合等、住所の特定が極めて困難な場合がある（コインパーキングや個人タクシーの領収書等）。

3. 問題点への対応（政治資金監査上の取扱い）

会計帳簿への住所記載に当たっての問題点に対する対応として、政治資金監査においては以下のとおり取り扱うことが適当である。

（1）主たる事務所の所在地について

会計帳簿への住所の記載については、外形的・定型的監査という政治資金監査の性格を踏まえれば、会計帳簿に記載された当該住所が主たる事務所（本社）の所在地であるかどうかについてまで登録政治資金監査人が政治資金監査において確認することは困難である。したがって、会計帳簿に記載された住所が主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されていれば政治資金監査においては記載不備とは扱わないこととする。

（2）住所の特定が困難な場合について

会計帳簿への住所の記載に当たっては、領収書等に支出を受けた者の住所の記載がない等の理由により、会計帳簿に記載すべき住所が外形的に明らかでない場合であっても、法の規定に基づき、可能な範囲で調査の上、会計帳簿への住所の記載に努めることが求められている。しかしながら、事実上又は社会通念上住所を特定することが困難であると客観的に判断される場合には、以下の例のように住所不明又は住所の記載の一部省略の記載とすることもやむを得ず、この場合、政治資金監査においては記載不備とは扱わないこととする。

（例） 略

収支報告書等の記載方法について(クレジットカードを利用した場合)

昨年10月、収支報告書等の記載等に関し、政治団体から問い合わせが多く寄せられた事例のうち、交通事業者が運営する電子マネー及びETCカードについては、簡易な記載方法を認めることが適当である旨の見解を当委員会として示したところである。

当委員会では、政治団体からの意見等も踏まえ、クレジットカードを利用した場合の記載方法の簡略化についてさらなる検討を行った結果、クレジットカードが現金と同等に広く利用され、支払いまでの期間が比較的短期であること、また、クレジットカードを利用した際に発行される書面が領収書として一般に認知されていること等を踏まえ、以下のとおり簡易な記載方法を認めることが適当であると考えているので、所管庁においては、その取扱いを検討されたい。

- クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上する。
- 実際の現金の流れを補足するため、「備考」欄にクレジットカード支払である旨、口座振替時点等の情報を記載するのが望ましい。
- なお、口座振替の利用は「領収書等を徴し難い事情」に該当するものであるが、この場合、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に記載する扱いとはせず、クレジットカードを利用した際に発行される書面を領収書等として取り扱うこととしても差し支えないものとする。

支出簿

項目	支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
		摘要				
2 政治活動費						
(1)組織活動費	食事代		50,000	H21.1.20	〇〇店	クレジットカードによる支払 H21.3.10 〇〇カード
(3)機関紙誌の発行その他の事業費	会議室借上代		30,000	H21.1.25	〇〇ホテル	クレジットカードによる支払 H21.3.10 〇〇カード
	合計		80,000			

支出項目の区分の分類について

1. 支出項目の区分の分類基準

- 支出項目の区分の分類については、政治資金規正法施行規則において定められており、経常経費として人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費に、政治活動費として組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費に分類することとされている。
- 政治資金規正法施行規則においては、各支出項目について、例示も含め、別紙のとおり分類基準が示されている。

2. 支出項目の区分の分類に当たっての基本的考え方

- 政治団体の会計責任者等は、物品やサービスがどのような目的で必要なかを把握し、分類基準に従い、支出の目的に応じた支出項目に分類する。支出により得た物品やサービスが外形的に同じものであったとしても、当該物品やサービスがどのような目的で必要であったか等により経常経費と政治活動費の区分を含め分類される項目は異なることに留意する必要がある。
- 支出項目の区分の分類に当たっては、まずは、経常経費と政治活動費のいずれに当てはまるのかを区分する。
 - 経常経費：政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費
 - 政治活動費：政治上の主義、施策の推進等や公職の候補者の推薦等の政治活動を行っていくための活動に要する経費
- 経常経費に区分すべきもののうち、人件費、光熱水費及び備品・消耗品費に区分しがたいものについては、すべて事務所費に分類することとなる。したがって、事務所費には、事務所の借料損料（地代、家賃）等に限らず、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な管理運営的経費も計上することとなる。
- 複数の支出の目的を有し、支出の目的に応じて分類することが事実上困難な経費については、便宜上、複数の支出の目的のうち、主たる目的と判断される支出項目に一括して計上することとして差し支えない。

○その他の経費には、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金以外のもので経常経費にも属さない一切の経費が該当する。

3. Q & A（政治団体から疑義が寄せられたもの）

- 以下は、支出項目の区分の分類について、政治団体から疑義が寄せられたものについて、標準的な分類例を示したものである。
- 支出項目の区分の分類については、政治団体の判断により、支出の目的に応じて分類すべきものであり、以下の標準的な分類例以外の分類が認められないものではない。

番号	質 問	回 答
1	人件費にはどこまでの範囲の経費を計上できるのか。	人件費に計上すべき支出は、政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類であり、基本的には賃金台帳に記載されるものと政治団体が使用者として負担する社会保険料等が該当する。
2	政治団体の職員の福利厚生費はどの項目に分類すべきか。	手当として政治団体の職員個人に支出するものは人件費に計上し、例えば事務所における飲食に要した経費など手当以外のものについては、すべて事務所費に計上する。
3	法人向け文具配送サービスなど、支出項目が異なる物品が一括して請求される場合はどのように計上すべきか。	物品ごとに支出の目的に応じたそれぞれの支出項目に分類の上、計上する必要がある。 なお、領収書等の取扱いについては領収書等に内訳等の必要事項を付記し、必要枚数複写し、保管する方法がある。
4	駐車場代やガソリン代等支出の目的に応じて分類することが困難な場合はどうしたらよいか。	支出の目的に応じて分類することが事実上困難な場合は、ガソリン代であれば備品・消耗品費に、駐車場代であれば事務所費に一括して計上することとして差し支えない。 なお、利用実態に応じて政治活動費のいずれかの項目に一括計上することも可能。
5	レタックス、インターネット回線料などの通信費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じて分類することが事実上困難な場合は、事務所費に一括して計上することとして差し支えない。 なお、利用実態に応じて政治活動費のいずれかの項目に一括計上することも可能。
6	旅費や交通費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
7	高速道路等通行料はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
8	ごみ処理費はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。

9	登録政治資金監査人に対する監査報酬はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
10	弁護士や公認会計士に対する顧問料はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
11	研修講師への謝礼はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
12	雇用関係にない者に対する支出はどの項目に分類すべきか。	雇用関係にない者としていかなる者を想定しているのかが必ずしも明らかではないが、例えばインターンやボランティアに対する支出であれば、支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
13	印鑑や名刺の作成費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、備品・消耗品費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
14	水道の浄水器はどの項目に分類すべきか。	備品・消耗品費に分類する。
15	政治団体職員のための寮としてアパートを賃借している場合はどの項目に分類すべきか。	政治団体がアパートを借り上げて賃料を支払っている場合は事務所費に分類する。なお、職員に対し住宅手当として支払っている場合には人件費に計上する。
16	政治家の政治資金パーティーの会費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の渉外費に分類する。
17	各種団体の年会費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の渉外費に分類する。なお、当該団体への加入目的が調査研究目的に限定されている場合には調査研究費に計上することも考えられる。
18	慶弔費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の交際費に分類する。
19	OA機器等に係る経費はどの項目に分類すべきか。	OA機器等の購入費であれば、備品・消耗品費に分類する。なお、OA機器等のリース料であれば、事務所費に計上することも考えられる。
20	事務所用として日常的に使用している自動車に係る経費（ガソリン代、自動車税、各種保険料等）はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
21	街宣車に係る経費（ガソリン代、自動車税、各種保険料等）はどの項目に分類すべきか。	街宣車の場合は使用の目的が限定されるため、機関紙誌の発行その他の事業費の宣伝事業費に分類する。
22	振込手数料はどの項目に分類すべきか。	振込の目的に応じて分類する。ただし、目的ごとに分類することが困難な場合は事務所費に一括計上することも可能。
23	パソコンソフト等に係る経費はどの項目に分類すべきか。	パソコンソフト等の購入費であれば、備品・消耗品費に分類する。なお、パソコンソフト等をダウンロードにより購入した場合は、事務所費に計上することも考えられる。

(別紙)

支出項目の分類基準

経常経費	政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費
人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類
光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等
備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費
事務所費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの
政治活動費	政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費
組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類
選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類
機関紙誌の発行その他の事業費	<p>（ア）機関紙誌の発行业業費 機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費</p> <p>（イ）宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類</p> <p>（ウ）政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類</p> <p>（エ）その他の事業費 上記の（ア）、（イ）及び（ウ）以外の諸事業に要する経費</p>
調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類
寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類
その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費

領収書等の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて

1. 政治資金規正法上の取扱い

政治資金規正法上の領収書等には、支出の目的、金額及び年月日の 3 事項が記載されている必要があり、これら 3 事項が記載されていない領収書等については、政治資金規正法上の領収書等に該当しない（政治資金規正法第 11 条第 1 項）。

2. 領収書等の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて（ ）

政治資金監査マニュアルでは、領収書等に 3 事項が記載されているかを確認し、3 事項に欠ける領収書があった場合には、その旨を指摘するとともに、会計責任者等において領収書等の発行者に対し記載の追加や再発行を要請するなど、3 事項を記載した領収書等を備えるよう求めることとしている。

3. 3 事項が記載されていない領収書等の政治資金監査上の取扱いについて

備えるよう求めても、なお、3 事項を記載した領収書等がない場合は、当該支出を領収書等亡失等一覧表に記載するよう会計責任者に求める。

ただし、支出の目的が記載されていないため政治資金規正法上の領収書等に該当しない領収書等が存在する支出については、例えば、会計帳簿に支出の目的が食事代と記載されている支出について、当該支出に係る領収書等の発行者に飲食店の名称が記載されている場合など、発行者情報を含む領収書等の記載事項と会計帳簿の記載事項との整合性がとれている場合は、領収書等亡失等一覧表に記載しないこととする。

なお、支出の目的をはじめとする会計帳簿の記載事項と発行者情報を含む領収書等の記載事項との整合性がとれているかどうか判断がつかない場合は、政治資金適正化委員会に照会するものとする。

平成 22 年 9 月改定版の政治資金監査マニュアルでは、2 の取扱いについて見直しを行っている

政治資金監査報告書の記載について

政治資金監査報告書は、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の概要及び結果並びに業務制限に該当するか否かを簡潔明瞭に記載することとしているが、以下の点に留意して記載することが適当である。

I 「1 監査の概要」

1 「1 監査の概要」(1)及び(3)の政治資金監査の対象書類の記載について

「1 監査の概要」(1)及び(3)の政治資金監査の対象書類については、制度上政治資金監査の対象となる書類や会計責任者の作成・徴取義務がかかる書類をその有無を含め確認したことを明確にする観点から、当該書類の有無にかかわらず、記載例にある書類「当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書」をすべて記載すること。

II 「2 監査の結果」

政治資金監査報告書記載例(1)~(3)のいずれの例による場合でも、監査報告書中「2 監査の結果」は、政治資金監査において確認した会計帳簿等の関係書類の保存の実態に応じ、以下に基づき記載すること。

1 「2 監査の結果」(1)の保存書類の記載について

「2 監査の結果」(1)の保存書類については、政治資金監査において保存されていることを確認した書類の名称を記載すること。

また、当該国会議員関係政治団体の支出の状況により、法の規定上、保存又は作成する必要がなかった書類がある場合は、その旨を記載することが望ましいものであること。

なお、「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」とは、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書をいう(法第19条の1第1項)ことに留意すること。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書又は振込明細書に係る支出目的書のいずれかしか存在しない場合には、当該保存されている書類を記載することが望ましいものであること。

(例1) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が存在しなかった場合
(1) 法第19条の1第3項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。

(例2) 振込明細書に係る支出目的書が存在し、領収書等を徴し難かった支出の明細書が存在しなかった場合

(1) 法第19条の1第3項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

2 「2 監査の結果」(3)の収支報告書の支出の基礎となる書類の記載について

「2 監査の結果」(3)の収支報告書の支出の基礎となる書類については、政治資金監査において、当該書類に基づき収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した書類の名称を記載すること。

なお、「2 監査の結果」(1)で保存されていることを確認した書類と一致すること。

(例) 上記1 (例2) の場合

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

3 「2 監査の結果」(4)の領収書等を徴し難かった支出の明細書等に関する記載について

「2 監査の結果」(4)の領収書等を徴し難かった支出の明細書等に関する記載については、領収書等を徴し難かった支出の明細書等が存在しなかった場合には、その旨を記載すること。

(例) 上記1 (例1) の場合

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

(例) 上記1 (例2) の場合

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、存在しなかった。

4 「収支報告書に支出が計上されていない政治団体の場合」の記載について

収支報告書に支出が計上されていない政治団体については、支出が計上されていないことを明確にしておくため、政治資金規正法上、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされており、当該政治団体に対する政治資金監査としては、会計帳簿と収支報告書に支出が計上されていないことの確認を行うこととなるが、この場合の監査報告書中「2 監査の結果」は、以下の記載例によること。

(例)

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書（※1）は、会計帳簿に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

5 領収書等を徴し難かった支出の明細書等又は領収書等亡失等一覧表の記載不備等があった場合の記載について

政治資金監査報告書において、政治資金監査報告書記載例(3)の別記に記載する取扱いとなるが、具体的な記載については、統一的な運用を図る観点から、政治資金適正化委員会に照会すること。

政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について

1. 収支報告書提出後の訂正における問題の所在

政治資金監査制度の導入に伴い、国会議員関係政治団体は、収支報告書の提出にあたっては、すべての支出について登録政治資金監査人による政治資金監査を受け、政治資金監査報告書を併せて提出することとされたところである。

一方、収支報告書提出後における政治団体の申出による訂正については、政治資金規正法上、特段の定めはなく、総務省及び各都道府県選挙管理委員会の判断で運用上認める取扱いとされているが、政治資金監査制度が導入された趣旨に照らすと、国会議員関係政治団体に係る収支報告書の訂正については、以下のような点が指摘されている。

(1) 登録政治資金監査人による確認を受けていない支出の存在

収支報告の適正の確保のため、登録政治資金監査人による政治資金監査が導入されたが、提出後の収支報告書について、政治団体の申出のみで収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、登録政治資金監査人による確認を受けていない支出が収支報告書に記載されることとなり、また、そのことが国民の目に明らかにされないこととなる。

(2) 政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係の明確性

政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書とは、政治資金監査報告書の日付における記載内容において一対一の対応関係に立つものである。しかし、政治資金監査報告書の日付以降に収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、政治資金監査報告書と収支報告書の対応関係に齟齬を生じさせることとなる。

2. 収支報告書提出後の訂正における登録政治資金監査人による確認について

収支報告書提出後の訂正における政治資金監査の取扱いについては、政治資金規正法上規定されていないが、支出の内容に係る訂正がある場合には、国会議員関係政治団体が、収支報告書の訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図る観点から適当であると考えられる。

しかしながら、現状では、国会議員関係政治団体が登録政治資金監査人の確認を自主的に受けたことを証する書面を提出しようとしても、その場合の方法や取扱いが明らかでないことから、従来どおりの手続きにより収支報告書の訂正が行われている状況にある。

今後、1(1)の問題意識を踏まえ、支出内容に係る訂正がある場合に、国会議員関係政治団体から、収支報告書の訂正の時点又はその後において、当該訂正後の支出全体の状況又は当該訂正内容について、登録政治資金監査人による確認を受け、確認を受けたことを証する書面が提出された場合には、訂正の申出先である総務省又は都道府県選挙管理委員会においては、既に提出された政治資金監査報告書と同様に、収支報告書と併せて閲覧・写しの交付の対象とすることが適当である。

登録政治資金監査人においては、この確認は、政治資金監査と同様の方法により実施することとし、その結果については、訂正後の支出全体の状況について確認した場合は、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正

後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面を作成し、訂正内容について確認した場合は、別紙の記載例に従って、「訂正に係る政治資金監査報告書」を作成し、国会議員関係政治団体に対して、報告することとすることが適当である。

なお、上記の確認を行う場合、訂正後の関係書類の記載状況の確認結果が、通常の記事例に当てはまらない場合には、「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」の記載方法について、政治資金適正化委員会に確認すること。

また、1（2）の問題意識を踏まえると、政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係を明らかにするため、登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書の一部を構成するものとして政治資金監査で確認した収支報告書の写し（支出に限る。）を添付することとして差し支えないものとする。

上記の取扱いについて総務省自治行政局選挙部においては、各都道府県選挙管理委員会にも周知を図られたい。

（別紙） 略

政治資金監査報告書の訂正について

会計責任者が政治資金監査報告書を提出した後、政治資金監査時点の政治資金監査の対象となった事実に変更はないが、政治資金監査報告書の記載誤り等により、登録政治資金監査人が政治資金監査報告書の訂正を行おうとする場合の取扱いについて登録政治資金監査人等から問い合わせが寄せられている。

この場合、会計責任者が政治資金監査報告書の見え消し・追記等により訂正を行うことは適当ではなく、登録政治資金監査人は訂正理由及び訂正箇所を明らかにした訂正願に訂正後の政治資金監査報告書を添えて、国会議員関係政治団体に提出し、当該訂正願の提出を受けた国会議員関係政治団体の会計責任者が、総務省又は都道府県選挙管理委員会の所定の手続きによって訂正を申し出、訂正後の政治資金監査報告書を提出する取扱いとすることが適当である。

訂正願の例は別添のとおりであるので、参考にされたい。

(別添) 略